

## アフリカ豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更（都道府県知事からの意見）

項目	意見概要	提出県	農林水産省の見解
全体	指針に対する意見ではないが、検体の送付に当たっては、WHO感染性物質の輸送規則に関するガイダンスにより、カテゴリーによる取扱いが定められているが、輸送業者によっては取扱いが異なる（培養、増殖させていない検体であってもカテゴリーA感染性物質とみなされる）場合もあることから、各都道府県においては、各々に事前調整を進めておくよう国からの助言が必要ではないか。	北海道	御指摘の件については、各都道府県により状況が異なると思いますので、今後開催される種々の全国会議等において情報提供、注意喚起することとします。
全体	改正後のほとんどが、豚コレラ防疫指針の準用となっているので、アフリカ豚コレラの防疫指針の必要性に疑問がある。 「アフリカ豚コレラ防疫指針は、豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針を準用する。ただし、移動制限区域の解除、ウイルスの浸潤状況の確認と清浄性確認検査の時期を定める（詳細記載省略）」で充分ではないか。	宮城県	特定家畜伝染病防疫指針については、法第3条の2に基づき、8疾病について作成することとされており、このため、病原性以外、病原体の特性が変わらない高病原性鳥インフルエンザと低病原性鳥インフルエンザ以外の疾病については、個別に防疫指針を作成すべきと考えます。
全体	アフリカ豚コレラは、臨床症状や伝播が豚コレラと類似していることから、豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針に準じた防疫対応に変更したことは評価できる。	栃木県	—
【異常家畜の発見及び検査の実施】			
検体の送付	動物衛生研究所へ検体を運ぶ時期が、豚コレラ診断と同時並行ではなく、豚コレラの感染が否定された場合となっており、異状の通報があってからかなりの時間が経過することになるが、これは豚コレラとアフリカ豚コレラの発生リスクの差を考慮されたためか。	岐阜県	現在の我が国の周辺諸国における発生状況やウイルスの侵入経路等から豚コレラが侵入するリスクの方が高いと思われるため、まずは豚コレラを否定することが家畜衛生上重要だと考えます。
【病性の判定】			
病性の判定方法	既に本病はロシアでも発生が見られることから、迅速な診断・防疫対応のため、将来的には、家保においてアフリカ豚コレラのPCRが出来、一次判定を出来るようにすべきと考える。	北海道	御意見は今後の防疫対応の参考とさせていただきます。

【移動制限区域及び搬出制限区域の設定】			
移動制限区域の範囲	制限区域3km、搬出制限区域10kmとしているが、抗体を持たない状況である点から、口蹄疫と同様にしておくべきではないか。	岡山県	アフリカ豚コレラはその病性、感染経路等から口蹄疫ほど感染が急速に拡大することは想定しにくいことから、制限区域を口蹄疫と同様にする必要性は低いと考えます。
【家畜集合施設の開催等の制限】			
移動制限区域内の制限	放牧飼養（放牧豚）もあることから、放牧も制限する必要があるのではないか。	北海道	御意見を踏まえ、豚コレラと同様、制限区域内の放牧を停止するよう明記します。
【第12 ワクチン】			
ワクチン	豚コレラは、ワクチンが開発されており、発生農場における殺や周辺農場の移動制限による感染拡大の防止が困難となった場合には、緊急ワクチン接種が実施されることになっているが、アフリカ豚コレラは、ワクチンが開発されていないことから、感染拡大の防止が困難となった場合には、どのような防疫措置を講ずるのか示していただきたい。 豚コレラと同程度の伝播力があることから、豚コレラと同様な防疫措置が必要と思われ、ワクチンの開発も必要と思われる。	佐賀県	現在は、早期通報・早期摘発・早期とう汰の方法しかありません。ワクチン開発は中和抗体が産生されないという性質から現在の技術では大変難しい状況ですが、今後とも、最新のワクチン開発に係る情報収集に努めます。